

令和 5 年度第 3 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 5 年 6 月 9 日 (金)

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 (中会議室)

3. 開会 令和 5 年 6 月 9 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2 番 土山 秋吉	3 番 杉本 和明
5 番 中嶋 英徳	6 番 石井 裕	7 番 嶋田 正忠
8 番 宮本 静子	9 番 木山 倫彦	10 番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4 番 徳永 章

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

議案第 7 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 8 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 9 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 10 号	非農地証明交付申請について
議案第 11 号	農用地利用集積計画（案）について
議案第 12 号	農業委員会事務の実施状況等の公表について
その他	

(吉田事務局長)

起立、礼、着席。それでは、ただ今から令和5年度第3回長洲町農業委員会定例会総会を開会いたします。

始めに、濱北会長からご挨拶をお願いします。

(濱北会長)

おはようございます。6月はもう台風の時期と言われていますが、今年は、5月から台風が、まだ3号ですが発生いたしました。今度の3号も九州の下を通過して2号と同じ風に通って行くのかなあという風に思っております。まあ、ばってん5月から台風が来ると10月まで心配がいりますので、半年間も台風を心配するという事も珍しいなあという風に思っております。もう、田植えの準備も始まっているいろいろな忙しいと思いますけれども、けがそれから病気と自己管理を充分して頑張っていたきたいと思います。毎日お疲れ様です。それから、私は5月30日からちょっと農業委員会の会長大会に全国の会長が集まって東京で研修がありました。それに、行ってきましたので、後ほど、報告をしたいという風に思います。今日は第3回長洲町農業委員会定例会総会でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

(吉田事務局長)

はい。ありがとうございます。本日の欠席委員のご報告いたします。4番の徳永委員から欠席の届出の連絡がっております。したがって、本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。それから、推進委員におかれましては、城戸推進委員の方が、今日はお休みと平木推進委員の方が今日はちょっと遅れて来られるという連絡が入っております。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

(濱北会長)

はい。それでは、議事に入ります。

本日の提出議案は、議案第7号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第8号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第9号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第10号	非農地証明交付申請について
議案第11号	農用地利用集積計画(案)について
議案第12号	農業委員会事務の実施状況等の公表について

を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は7番 嶋田委員 8番 宮本委員にお願いをいたします。早速 議事に入ります。1ページです。「議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の1ページから3ページ、受付番号2番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1ページ2ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の賃借権設定となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、全ての農地を利用してシャインマスカットが耕作されており、そのまま引き継いで耕作をされるということです。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で5分程度とのことです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業をするということでございます。

以上、受付番号2番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の10番 増岡委員にお願いいたします。

(増岡委員)

はい、2ページと3ページのところをお開きください。ここは 古城のところにありますね、東公園の近くにあります。住宅が建つところで こういう風に広いところでされるというのは、本当に気を遣われれると思うんですが、入ってみると本当にもうずーっとビニルをかけられてて、これが農薬とか消毒したものが飛散しないように気を遣ってされているんだなあと思って立派にされてました。ここは、何も支障はないと思います。どうぞ、御審議ください。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。きょうは、農業委員だけの説明に終わらせていただきます。今の件について、何か質問等はございますか。

(濱北会長)

ないですか。

(中嶋委員)

すみません。賃借権設定も会議にかくつとかな。今までしよったつかな、

(事務局)

いえ、あのこれが、農地法の第3条の賃借権設定なので・・・

(吉田事務局長)

経営基盤強化法で本来いくんですけど、農地法第 3 条でした場合は、この会議にかけます。

(中嶋委員)

あの、シャインマスカットとしてありますけど、今もシャインマスカットですか。梨から転換されて・・・。

(事務局)

はい。梨から、シャインマスカットへ。

(中嶋委員)

はい。分かりました。すみません。

(濱北会長)

他にありませんか。他にないようですので、採決をいたします。議案第 7 号 受付番号 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 2 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます。5 ページです。「議案第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(吉田事務局長)

はい、議案第 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 5 ページから 7 ページ、受付番号 1 番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、消防の長洲分署の北側となります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 3 ページから 5 ページを併せてご覧ください。

本件につきましては、既に事業が完了しており、始末書が提出されており、追認案件となります。

申請理由につきましては、個人住宅というふうになっております。

申請地の農地区分につきましては、第 1 種、第 3 種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力及び申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完

了しているため該当がございません。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね 500 m²を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、申請地の周囲はブロックで囲まれており今後も土砂の流出の恐れはないということです。

万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのこと。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は自然浸透ということです。以上、受付番号1番の説明を終わります。

はい。ありがとうございます。いま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の5番 中嶋委員にお願いいたします。

(中嶋委員)

はい。中嶋です。資料の6ページ7ページ、それと議案説明資料の3、4、5ページを見ただきますと分かりますけれども、場所につきましては、B&Gに行くところの大きな交差点から清源寺の独身寮に抜ける、ナフコがある所ですね、抜けて行きますと独身寮に入る所からちょっと入った所にまた左の山の上に登るようなこの道を行きますと、左側にこの辺りでは一番高い所になると思いますけれども、その場所になります。私もJAに勤めとる時に30数年前くらいから、おるげの家には、集金に行っておりまして知っておりましたけれども、たぶん それくらいから全然変わってないと思います。建物等は、何十年で前から妙な形の建物だったのかなあとと思います。たぶん最初は手前ばかりで、後から追加追加で増築されて隣の土地までいってると・・・まあ基本的には綺麗に整地をされてきれいになると。あるところまで、ギリギリまでフェンスをされると、始末書も出されてるとということなので、何ら問題はないかとおもいますので、いいのかなあとと思いますので、審議の方よろしく願います。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の中村推進委員に意見を伺います。

(中村推進委員)

はい。中村です。いま、詳しく説明されたとおりです。建物は建っておりますけれども、道具とか入るつとに少しずつ継ぎ足して農地の方にはみ出してしまったという事じゃないかと思えます。今言われました通り、別に、問題はないと思いますので、審議の程よろしく願います。

(濱北会長)

ありがとうございます。いま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。

この件について、何か質問等はございますか。

(楠田委員)

ちょっと余談ですけど、ここに行くまでの道ですけど、ものすごい狭かったですよね。建物

がどんどん建っていくと、私も消防ばやってますんで、消防車がもし災害があった時に非常に混雑したり、救出とかそういうのに不便な場所かなあとと思います。そういうのも役場の計画として道路上ば整備できたらなあと、そういった環境のところかなあとと思います。

(中嶋委員)

あっ、それとそこは、追加で家ば建てなはっとですか？それとも、建てとったけん、出しなはったっですか。

(事務局)

相続されて 一応よくよく調べてみたら、農地だったということで、正規な形に、宅地にとりあえずします。という事で・・・

(中嶋委員)

家ば、もしも取り壊して建て直すときに、道路がいま 2m なかとでけんど・・・

(事務局)

接道要件を満たすかどうかは、ちょっと分からないです。

(中嶋委員)

真ん中から 2m ずつ引かなんとだん。4m なかとでけんけん。

(事務局)

接道要件をこの道路が満たすのかどうかは・・・

(杉本委員)

増築という事で、許可を通す。あそこは建っただけけん、うちげも建ててよかかかってならんごつしとかんと・・・ 。新規でね。どがん、上ば広げたっちゃ、入口が狭かけん。

(楠田委員)

分かりました。ありがとうございます。

(濱北会長)

たしかに、杉本委員が言われたようにこの前 平原から清源寺にかけて 火災のあったとき、消防車が行かれなかったもんな・・・ 道は 大事だもんな。

(濱北会長)

他にありませんか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

なければ、 受付番号 1 番について、賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございます。全員賛成です。 受付番号 1 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。9 ページです。議案第 9 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第 9 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 9 ページから 11 ページ、まず 受付番号 5 番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、町営住宅高浜団地西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 7 ページから 9 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、宅地分譲のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域に定められた地域であるため第 3 種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書及び土地利用計画図が添付されており、許可日より着工予定、令和 5 年 8 月 31 日完成予定であり適当と判断をしております。です。

計画面積の妥当性につきましては、各区画の事業面積が非農家住宅基準面積概ね 500 ㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、安定角度による法面仕上げのため、土砂の流出・堆積・崩壊の危険はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するということでございます。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透とのことです。

以上、受付番号 5 番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がございました。

補足説明を農業委員の 2 番 土山委員にお願いいたします。

(土山委員)

はい、2 番の土山せず。10 ページと 11 ページを見てもらいますと分かりますけど、場所はですね、建浜と高浜の・・・二ノ宮さんて皆さん、そん下が 長洲町高浜の信号機があっですね。ずっと塩屋の方に降りたところ、道路の右手に町営住宅が 7～8 件かな？建ってます。その横です。もう地馴らしもしてですね、別に何も問題はないかと思えます。審議のほどよろしく申し上げます。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。続きまして、推進委員の坂井推進委員に意見を伺います。

(坂井推進委員)

はい、梅田の坂井です。先ほど、詳しく説明があったとおりに問題はないかと思えます。審議の程よろしくをお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。ここは、実は私の区域ですね。いま、息子さんの居る熊本に全部引越しておられます。で、ここは、空き家になって農地は認定農業者が作りよったつかな？

(中嶋委員)

今年は もう麦は作ってなかです。

(濱北会長)

ほんの道の横です。この件について、何か質問等はございませんか。

ありません。の声あり

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。ないようですので、採決を致します。議案第9号 受付番号5番について原案とおりに許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、議案第9号 受付番号5番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。12ページです。受付番号6番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

議案書の12・13ページ、受付番号6番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、先ほどの受付番号5番の西側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の11ページから13ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、資材置場ための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、許可日より着工予定、令和5年8月31日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、資材置場として適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、資材置場として使用するためある程度の整地はおこなうものの、盛土は行わないため土砂の流出が発生するような心配はないということでございます。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するという事です。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号 6 番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。いま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 2 番 土山委員にまたお願いします。

(濱北会長)

(土山委員)

はい。2 番の土山です。先ほど説明しました所のほんの隣です。真ん中に小さい水路を挟んで隣です。ある程度整地もしてありますし、なんら問題ありません。審議の程よろしくお願いします。

(木山委員)

はい。9 番 木山です。この場所は、先ほど紹介がありました。腹赤小学校の西側プールから北東に 40m になります。ここは、隣の道路は、玉名平野とか大牟田ガスがきてるその道になります。で、558 m²ですけど、進入口が坂になっているもので、500 m²を下回るという事で、何ら問題ないかと思えます。で、ここは、使用借人さんていうのは、娘婿だそうでございます。なにも問題ないかと思えます。よろしく審議の程お願いします。

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。定番ですから、坂井推進委員に意見を伺います。

(坂井推進委員)

はい。梅田の坂井です。補足にはならないと思えますが、説明資料 12 ページの南東側写真をご覧になられてください。家が写ってますけど、こちらが以前住まれてた家になります。ひょっとしたらこちらも含めて買われたんじゃないかと思えます。あと、同じく 13 ページの下の急傾斜とありますが、かなり急傾斜地ですので、大雨とかあったら大変なことになるんじゃないかなと思えます。付け加えておきたいと思えます。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございます。いま、事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がありました、この件についてなにか質問等はございますか。

(濱北会長)

さっきの家の本の隣です。

(委員)

ちょっといいですか。あの資材置場という事なんですけど、ここは解体業をやってらるんで、その件でなんか変なやつを置かれたら・・・どうなんですかね。その辺のあとの管理ていうのは・・・見回りというか、そういう所はどうなってますか？

(事務局)

一応今の計画で言いますと、説明資料の13ページのしたの方に書いてあるんですが、ここにコンテナを5台置くそうです。で、急傾斜地はもう何も触れないのでそのままにするという話なんですけど、その急傾斜地から何mか離してコンテナを5台置いてそこに資材をおいてそこにトラックが出入りして物を取ってどっか行くということなんで、何か置くというよりコンテナを置くっていうイメージでされてるみたいです。以上です。

(委員)

分かりました。その後がちょっと心配だったんで・・・ましてや、水路があるっていうんで、変なやつをおいたら、そこから流れ出たり、まあいろんな心配があるんで・・・あとどうするか、許可しただけか、後管理するのか、その辺でちょっと聞いたかったんですが・・・

(事務局)

施行管理が終わって、資材置場が終わって施行が終わったあと、ちょっと確認をしたいと思います。

(濱北会長)

他にありませんか。ないようですので、採決をいたします。議案第9号 受付番号6番について原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第9号 受付番号6番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。14ページです。受付番号7番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

(吉田事務局長)

議案書の14・15ページ、受付番号7番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地は、腹栄中学校の東側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の15ページから17ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、第1種、第3種共に該当せず、広がりもなく農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であるため第2種農地と判断して

おり、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの融資証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和5年7月10日より着工予定、令和6年1月31日、完成予定であり適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、南側農地と申請地との境界にブロック塀を設置するため土砂等の流出はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するというところでございます。

その他、給給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は東側道路側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号7番の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。いま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員10番 増岡委員にお願いいたします。

(増岡委員)

10番 増岡です、説明資料と14、15ページを開いてください。資料は15、16、17ページで、ここは、数年前に、西側と北側になりますか、私もう2ヶ所立会いしてます。だいたいまうあっちこっち建っているの、下にちょっと段差があつて畑があつて、前は麦を作られてたと思いますが、何ら問題はないかと思ひます。御審議の程 よろしくお願ひします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、推進委員の平木推進委員に意見を伺ひます。

(平木推進委員)

推進委員の平木です。遅くなつてすみません。地目は、田となつておりますけれども、改田されて田となつておりますが、もう現在は田んぼじゃなくて畑で、そのままの状態になつております。東側ないし西側も住宅地になつております。問題はないと思ひます。以上です。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、それから担当推進委員より説明がありました。この件について、なにか、質問はございますか。

(杉本委員)

すいません。先ほども言ひましたけど、ここもまた特別道が狭かけん、ブロック塀ば 建てられて高さがですね、高いブロック塀をされると緊急車輛が通れるように、いろいろ指導

をしていかんと、いざという災害時に備えられないと思います。

(濱北会長)

ありがとうございました。他にございませんか。ないようですので、採決をいたします。
議案第 9 号 受付番号 7 番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です。議案第 9 号 受付番号 7 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、17 ページです。「議案第 10 号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明をしてください。

(吉田事務局長)

議案第 10 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。
議案書の 17 から 19 ページ、受付番号 4 番になります。

申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。

説明資料の 18 ページに現況写真を載せております。

申請理由につきましては、現地は既に山林化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。

今回、土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するためご審議いただくものでございます。

以上、議案第 10 号の説明を終わります。

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ありませんの声あり

(濱北会長)

はい。ありがとうございます。ないようですので、賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(濱北会長)

次に進みます、20 ページです。「議案第 11 号 農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第 11 号 農用地利用集積計画 (案) が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、21 ページが総括表となり 2023 年の期間ごとの総括になります。22 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、23 ページ 賃借権 1 件 1 筆 654 m²となっております。

以上、議案第 11 号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問ございますか。

ありませんの声あり

(濱北会長)

はい、ありがとうございます。なければ採決をいたします。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成です、議案第 11 号は原案のとおり決定いたします。つづきまして、24 ページです。「議案第 12 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 12 号 農業委員会等に関する法律第 37 条の規定に基づき農業委員会事務の実施状況等を公表する必要があるがございます。そのため、下記のとおり提出し、内容をお諮りするものでございます。これにつきましては、4 月の総会の時に、令和 5 年度の目標ですね、そちらの方出ささせていただきましたが、今回は、令和 4 年度の実績値が確定しましたので、その内容を確認していただいて令和 4 年度の長洲町農業委員会の活動についての実施状況という事でホームページ等に公表するという所の内容のものでございます。

まず、25 ページに農業委員会の現況、状況といたしまして、令和 5 年 4 月 1 日現在で、長洲町の農業の概要及び農業委員会体制のほうの記載をしております。ここに書いてある数値等につきましては、面積統計や、農林業センサス等をもとに記載をしております。

続いて、26 ページより最適化活動の実施状況についてでございます。

まず、農地の集積につきましては、現状と課題につきましては、令和 4 年度末の状況の方を記載をしております。②の目標については、これも 5 年の時に説明しましたが、県が示しております、令和 11 年度に集積率 80%に準じて数値を計上しております。③の実績につきましては令和 4 年度に新規で集積できた 40 h a を基に数値を記載しております。達成状況については、103.7%でございます。

次に遊休農地の発生防止・解消につきましては、1.7haの目標に対しまして、こちら実績が0でしたので、今後は、利用意向調査の結果等により、遊休農地の解消の推進を図る必要があるかと思っているところでございます。

続いて、27ページ28ページから新規参入の促進につきまして、実績は1名というふうになっております。ちょっとここですみません資料の訂正をお願いしたいんですけども、27ページの中断以降に(3)新規参入の促進とございます。その中の現状及び課題の中で、現状の方ですね、ここが令和元年度、2年度、3年度となってるんですけども、こちら2年度、3年度、4年度で、一番右の4年度につきましては、今回1経営体ですね、になっておりますので、1経営体です。ただ面積の方はですね、圃場が荒尾にあるいちご農家の方なんですけれども、高浜の鉄鋼団地の上の方の隣が長洲なんですけれども、あの圃場していくため経営体としては、長洲町なんですけれども、圃場が荒尾ということで、面積の方は0ということになります。そういった方が1人新規で就農をされている状況でございます。

続いて、28ページ最適化活動の目標でございますが、こちらは以前から説明しておりますとおり、月10日の最適化活動を行うという目標を設定させていただいてるところを記載させていただいております。それと、活動強化月間の設定につきましては、7月から9月に利用状況調査を行う期間を強化月間という風な設定をしているところでございます。そちらの記載をしているところでございます。

最後に30ページの事務の実施状況でございますが、定例会の実施回数、それと農地法の3条・4条・5条の審議件数の方を実績数値で記載しておるところでございます。違反転用の対応ですが、平成22年度より継続的に解消しない農振農用地の違反転用事例ということがずっと残っているところでございます。ただここにつきましては、なかなか原状回復も難しく、農業振興地域内の農用地利用計画等の見直しができれば、それに合わせて解消の見込みができるのではないかとこのころが考えられます。

今般、最適化活動の推進体制の強化というものがいろいろ研修とかで国の方からも言われております。皆様につきましては、大変お忙しい中、利用状況調査等も含めてご協力いただいておりますけれども、さらに今から地域計画との策定がありますので、是非ご協力の方をどうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問はございますか。

ありませんの声あり

(濱北会長)

はい。ないようです。なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(濱北会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 12 号は原案のとおり決定し、公表いたします。

(濱北会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様から、その他でなにかご意見ありませんか。

(濱北会長)

農業委員会全国事務局・会長大会参加報告について 東京・長野にて 1,800 人

(濱北会長)

それでは、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 次回の定例会について
- 2 農地利用状況調査について
- 3 タブレット操作について

(濱北会長)

これもちまして、令和 5 年度第 3 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 52 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印